

環境影響評価手続の対象となる風力発電事業の規模等について

「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会－報告書」より抜粋
(平成23年 6 月 環境省総合環境政策局)

1 環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業に係る規模要件

(1) 法対象事業の規模要件に係る検討状況

環境省では、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（平成23年 6 月21日）に基づき、風力発電所の設置の工事の事業等を法の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく法施行令の一部を改正するに当たり、パブリックコメントを実施している。

(2) 法対象事業の規模要件（パブリックコメント時）

出力が1万kW以上である風力発電所の設置の工事の事業を第一種事業とし、出力が7,500kW以上1万kW未満である風力発電所の設置の工事の事業を第二種事業とする。
変更の工事においても同様とする。

なお、法対象事業の規模要件は、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」における以下の意見等を踏まえ設定された。

○規模要件の指標について

- ・騒音・低周波音や動植物に関する苦情等の発生割合は、総出力や基数が大きくなるほど高くなっていることから、「総出力又は基数」を指標とすることが適当である。
- ・総出力と基数とは概ね比例関係にあり、いずれかを指標とすることで、もう一方の有する指標としての効果のある程度代替することが可能である。
- ・一方、基数を指標とする場合、今後の傾向である定格出力の大型化（基数の減少）に適切に対応できない可能性がある。
- ・法対象である他種の発電事業における規模要件は「総出力」で規定されていることも踏まえると、風力発電事業に関する規模要件は「総出力」を指標とすることが適当である。

○規模要件の水準について

- ・法対象の水準は、条例の水準と比較してより大きな規模に設定すべきである。
- ・一方で、他種の発電事業に関する法と条例との対応状況を踏まえると、例えば火力発電では約4分の1の地方公共団体で法対象未満の規模が定められておらず、同様に風力発電事業を法対象に追加しても条例で対象事業として定められない場合が想定されるため、法が我が国のナショナルミニマムとしての水準となることも考えて規模要件を設定する必要がある。
- ・風力発電は、火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される地熱発電と類似した状況にあることから、地熱発電の規模水準（1万kW）を参考とすべきである。
- ・火力発電の対象事業規模である15万kW（敷地面積が5ha程度となる）との対比から、この面積に概ね対応する風力発電の規模として1万kWを考慮すべきである。

- ・法対象の他種の発電所事業では、法制定時の第一種事業のカバー率が、火力発電97%、水力発電84%等といった実績があることから、こうしたカバー率の水準を参考とすべきである。
- ・風力発電所についての苦情等の発生状況に関するアンケート調査において、騒音・低周波音、バードストライクを含む動植物及び景観についての苦情等の発生状況等を事業規模別に整理した結果は表1のとおりであり、規模要件の水準は、苦情等の発生割合が増加する又は一定の値となる事業規模を踏まえて設定する必要がある。
- ・以上のことから、風力発電事業に関する法対象の規模要件の水準は、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として1万kWとすることが適当である。

表1 風力発電所に係る環境影響と関係する諸元

第一種事業の規模要件	0.5万kW（第二種：0.375万kW）	1万kW（第二種：0.75万kW）	1.5万kW（第二種：1.125万kW）	2万kW（第二種：1.5万kW）	3万kW（第二種：2.25万kW）
騒音・低周波音の苦情等の発生状況 ^{注1)}	0.5～1万kW事業の苦情状況：27%	1～1.5万kW事業の苦情状況：38%	1.5～2万kW事業の苦情状況：44%	2～3万kW事業の苦情状況：69%	3万kW事業の苦情状況：57%
動植物に関する苦情等の発生状況	0.5～1万kW事業の苦情状況：10%	1～1.5万kW事業の苦情状況：16%	1.5～2万kW事業の苦情状況：45%	2～3万kW事業の苦情の状況：38%	3万kW事業の苦情状況：47%
景観に関する苦情等の発生状況	苦情等が発生した件数（7件）のうち、6件は8基以上の風力発電所				
NEDOマニュアル対象規模 ^{注2)} との関係	マニュアル対象規模より小規模事業も法アセスに該当。	マニュアル対象規模と第一種事業の規模が同じ。	マニュアル対象規模と第二種事業の規模が同じ。	第一種事業の規模はマニュアル対象規模より大きい。	
カバー率（出力ベース、直近3年）	第一種：94% 第二種：94%	第一種：84% 第二種：93%	第一種：73% 第二種：82%	第一種：54% 第二種：73%	第一種：40% 第二種：40%
再生可能エネルギー導入との関係	いずれの水準においても、一定の環境影響評価の手續期間をようするものの、手續を通じて住民等の理解が進み事業が促進される効果が期待される。				

注1) 最も近い苦情者宅までの風力発電設備からの距離が600m以内における、騒音・低周波音に関する苦情等が発生している割合

- 2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成した「風力発電のための環境影響評価マニュアル」が対象として想定している規模（1万kW）を指す。
- 3) 環境影響評価法制定時における第一種事業に該当する発電所の割合（総出力ベースのカバー率）は、水力発電所（規模要件3万kW以上）：84%、火力発電所（規模要件：15万kW）：97%、地熱発電所（規模要件1万kW以上）：100%（1986～1994年に建設された発電所について集計したもの）

2 全国における環境影響評価条例（以下「条例」という。）の制定状況と規模要件

(1) 条例の制定状況と実施件数

条例において、「風力発電所の建設」の事業として風力発電事業を対象としている地方公共団体は、表2-1のとおり都道府県が6団体、政令指定都市が1団体となっている。このうち、これまで実際に条例を風力発電所に適用した事例は、福島県の7件（うち4件は手続中）、長野県の1件（手続中に事業廃止）、兵庫県の1件（手続終了）、岡山県の1件（手続中）となっている。

また、風力発電事業を対象として明記していないものの、「発電所の建設」等の事業として風力発電事業を対象としている地方公共団体が3団体、「高層工作物・高層建築物又は工場・事業場の建設」の事業として風力発電事業について適用した地方公共団体が2団体ある（岐阜県：3件（うち2件は手続中）、三重県：3件（うち2件は手続中））。

以上より、これまで我が国において、条例を風力発電所に適用した事例は計16件（うち9件は手続中、1件は手続中に中断）となっている。

表2-1 条例の制定状況と実施件数

風力発電所の建設			
地方公共団体名	事業種	規模要件	実施件数
福島県	風力発電所	第1区分事業：総出力1万kW以上又は 風力発電所の台数15台以上 第2区分事業：総出力7,000kW以上かつ1万kW未満又は 風力発電所の台数10台以上かつ14台以下	7
長野県	"	総出力 1万kW以上	1
滋賀県	"	総出力 1,500kW以上	無
兵庫県	"	一般地域：1,500kW以上、自然公園等特別地域：500kW以上	1
岡山県	"	総出力 1,500kW以上	1
長崎県	"	総出力 15,000kW以上又は風力発電所10台以上	無
新潟市	"	一般地域：1万kW以上、特別配慮地域：6,000kW以上	無
発電所の建設等			
地方公共団体名	事業種	規模要件	実施件数
川崎市	電気工作物	第1種行為：出力10万kW以上 第2種行為：出力5万kW以上かつ10万kW未満	無
名古屋市	発電所	総出力 5万kW以上	無
神戸市	"	総出力 2万kW ただし、兵庫県の「環境影響評価に関する条例」に定める対象事業であって、「神戸市環境影響評価に関する条例」で対象となっていない事業についても、神戸市の条例に基づき、アセスメントの手続を行うこととなっている。	無

その他

地方公共団体名	事業種	規模要件	実施件数
岐阜県	高層工作物又は 高層建築物	接する地盤からの高さが50m以上のもの	3
三重県	工場又は事業場	事業の用に供する敷地面積が20ha以上であるもの	3

(2) 風力発電事業の規模要件

条例において、風力発電事業を対象事業としている地方公共団体（福島県、長野県、長崎県、兵庫県（神戸市）、岡山県、滋賀県及び新潟市の7自治体）の規模要件及び規模要件の設定根拠の概要は次のとおり。

- 福島県における規模要件は、条例制定以後導入が進むと考えられる風力発電事業の規模を想定し、当該規模をアセス対象とするように設定されている。
- 長崎県における規模要件は、100ha以上の区域にわたって騒音による環境影響が及ぶ事業規模を想定して設定されている。
- 長野県、新潟市では、NEDOマニュアルにおいて環境影響評価を実施することとされている規模、兵庫県（神戸市）、岡山県、滋賀県では「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下「新エネ法」という。）」に基づく認定により国の支援が得られる規模を根拠として設定されている。

表2-2 地方公共団体の環境影響評価制度における風力発電事業の規模要件

地方公共団体	規模要件	規模要件の設定根拠
福島県	○第1区分事業： 出力10,000kW以上又は 風車の台数15台以上 ○第2区分事業： 出力7,000kW以上10,000kW未満又は風車の台数10台以上14台以下	○第1区分事業： 売電事業における一般的な規模として、 総出力1万kW以上、1基あたり750kWを想定 ○第2区分事業： 他の条例対象事業と同様、第1区分事業の3分の2
長野県	出力10,000kW以上	NEDOマニュアルにおいて環境影響評価を実施することとされている規模
長崎県	総出力15,000kW以上 又は風車10台以上	100ha以上の区域にわたって騒音に係る環境影響が及ぶと想定される規模 (1,500kW、風速8m/sの風力発電設備における騒音が環境基準(50dB)を超える区域は約8.9haと考えられるため、騒音による影響が及ぶ面積が100ha以上になる、11基以上設置する場合に相当)
兵庫県 (神戸市) ^{注1)}	○県下一律 1,500kW以上 ○自然公園等特別地域 500kW以上	○県下一律 「新エネ法」に基づく認定により国の支援が得られる規模 ○自然公園等特別地域 電気事業法の届出対象となる規模 ^{注2), 3)}
岡山県	1,500kW以上 (電気事業、卸供給に限る)	「新エネ法」に基づく認定により国の支援が得られる規模
滋賀県	1,500kW以上	「新エネ法」に基づく認定により国の支援が得られる規模
新潟市	○一般地域： 出力10,000kW以上 ○特別配慮地域 出力6,000kW以上	○一般地域： NEDOマニュアルにおいて環境影響評価を実施することとされている規模 ○特別配慮地域： 他の条例対象事業と同様、一般地域の規模要件×0.6

注1) 神戸市内においては同様の規模要件で、神戸市の条例に基づき、アセスメントの手続を行うこととなっている。

- 2) 電気事業法第48条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとき、同様とする。
- 3) 電気事業法施行規則別表第2において、法第48条の届出を要するものとして、500kW以上の風力発電所の設置等が定められている。